帝国議会における秩禄処分問題
——家禄賞典禄処分法制定をめぐって——

落　合　弘　樹

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　秩禄処分の経過と復禄請願
Ⅲ　大赦令と国事犯収禄者の復禄
Ⅳ　家禄賞典禄処分法の成立
Ⅴ　家禄賞典禄処分法施行法の制定
Ⅵ　おわりに

Ⅰ　はじめに

各地の文書館や史料館には，旧藩士卒らの手による金禄公債不足額下付請願書や，廃藩当時の禄高帳の写本などが数多く残されている。これらは明治30年（1897）における家禄賞典禄処分法制定にともなったものであるが，その物語るところはいったい何であろうか。

明治政府は，明治９年（1876）８月５日に金禄公債証書発行条例を公布し，旧支配身分（華士族）の生計の基礎となっていた家禄を，５～14年分にあたる公債にかえて全廃した。「富国強兵」の実現が急務とされていたとはいえ，旧支配身分の特権を10年という短期間で消滅できた背景に，「〈国益〉のためには自己放棄を当然とみる武士的な公共的精神」を置く考え方もあるが[1]，基本的には江戸期に個々の武士が「所領支配の個別的自由」を喪失して藩が領有権の主体となっていたことに大きく規定された結果だといえる[2]。華士族が家産とは認知されない家禄に既得権を求めることは，藩の廃止と徴兵令によって彼らが給禄の根拠となる武士の常職から分離された後においては，きわめて困難であった。秩禄処分は，なしくずし的に解体を遂げてきた武家への最終措置といえよう。もっとも，明治期における社会の枢要な地位は，統治経験と教育的蓄積のある士族によって多数が占められたという事実もある。しかし，秩禄処分が身分制の大変革であることには変わりなく，それが他の近代革命に比して少ない流血でなされたことは特筆すべきことである。たしかに，士族の政府に対する政治的反発は西南戦争を頂点とする一連の抵抗につながったが，それでも秩禄処分を直接的に攻撃する運動は，皆無ではないものの，ほとんどみられなかった。

では，この変革は何ら余韻を残さなかったのだろうか。やはり，秩禄処分の結果はけっして無条件に受け入れられたわけではない。すなわち，処分の過程では様々な錯誤や不公平が生じており，それらへの不満は復禄請願のかたちで表面化していったのである。これに対し，政府は門前払いの態度をとり続けたが，執拗な運動の成果として明治30年（1897）10月29日に家禄賞典禄処分法が制定され，ついに政府は禄高是正の審理に応じることとなる。すなわち，禄制廃止は金禄公債証書発行条例をもって平穏無事に決着がついたわけではなく，その後も長らく尾をひき，当事者を奔走させた。秩禄処分を全体的に位置づけるにあたっては，そうした面をふまえた評価が必要といえよう。さらに，家禄賞典禄処分法の制定とその施行をめぐっては，秩禄処分に関する各法令のみならず，廃藩置県以前の統治権に関しても，解釈上の様々な議論が帝国議会で展開されており，その状況は大いに検討に値すると思われる。もっとも，研究の先駆者である深谷博治氏は当初からこうした点を認識しており，『華士族秩禄処分の研究』（初版―高山書院，1941）の序文において，「能ふべくんば明治三十年の家禄賞典禄処分法に論及し，該法律による行政裁判諸問題の推移をも瞥見すべきであつた」と断っている。しかし，この課題は今日まで積み残されたままである。そこで，本論文においては家禄賞典禄処分法制定の過程と背景について，帝国議会での論議を中心に全体的に検討をくわえてみたいと思う。

Ⅱ　秩禄処分の経過と復禄請願

復禄請願の原因である，秩禄処分の実施過程における錯誤の発生については別に述べているので[3]，ここでは論旨の展開に不可欠な部分のみを概述しておきたい。

廃藩前の府藩県三治制のもと，政府直轄の府県における旧旗本など万石以下領主の領有権は明治２年（1869）12月までに消滅されたが，政府直属軍隊の脆弱さと諸藩における旧家臣団勢力の強固な存在を前提に，一般的に諸藩の禄制改革は以下の経過をたどった。

１．「諸務変革」指令〔明治２年６月25日〕　版籍奉還の直後，行政官は知藩事（旧大名）に対して知事家禄を現石の10％と定めるとともに，それに準じて旧家臣団の家禄を「適宜改革可致」ことや，彼らの員数と総禄高の申告など「諸務変革」を命じた。諸藩に対する中央政府の禄制改革指令はこれが最初である。

２．「藩制」布告〔明治３年９月10日〕　藩政改革の標準を示したこの布告は，藩に体制の根本的変革を迫り，廃藩置県の基礎を構築したと評価されている[4]。そこでは，「士族卒ノ外，別ニ級アルヘカラサル事」と旧家臣団の身分の単純化が指令されるとともに，藩財政使途の配分割合も規定されており，士族卒家禄を含む藩庁経費は，知事家禄10％と海陸軍資９％を差し引いた残りの81％以下と定められた。しかも，藩債償却もこの中から支弁することが求められている。ところで，第６項にある「功アリテ禄ヲ増シ，罪アリテ禄ヲ褫キ，及ヒ一切ノ死刑ハ

朝裁ヲ請ヘシ」という条文については，それが各藩適宜による禄制改革の権限を拘束するかについて，本稿でみていく通り，後年に大きな解釈上の論争を生むこととなった。

明治４年７月14日に廃藩置県が断行された。この結果，領有権の全国統一が実現されるとともに，常職を失った士族の家禄廃止が正当化されていく。

３．禄高人員帳の差し出し〔明治４年７月24日〕 廃藩直後，政府は全国の旧諸藩に禄高人員帳の提出を命じた。のちに交付される秩禄公債や金禄公債の金額は，ここに記載された禄高をもとに算定されている。廃藩前の禄制改革については，藩から排除された旧家臣団下層などに強い不満が生じていたが，政府は基本的に各藩庁の措置を追認した。こうして家禄支給を全般的に掌握することが可能となった大蔵省は，禄制の画一化に着手する。これは，全面的な禄制廃止の第一段階をなす処置であった[5)]。

４．明治６年第35号布告〔明治６年２月３日〕 禄高人員帳は短期間で作成されたため，記載方法の不統一や錯誤が生じた。また，廃藩から２年たらずで実施された家禄の支給方式をめぐる急速な画一化政策も，多くの行き違いや混乱をもたらしている。この結果，是正の要求が政府に数多くよせられた。なお，明治５年に卒の身分が廃止され，世襲以外は平民として終身禄を交付したが，世襲の実態を見極めることは困難であり，士族籍編入と永世禄を求める運動が各地で繰り広げられる。そこで，政府はこうした混乱を収拾するために第35号布告を発し，禄高人員帳の記載内容や民籍編入への不服申し立ては，同年３月31日までに行うように命じた。

５．家禄奉還制および禄税実施を布告〔同年12月27日〕。

６．金禄公債証書発行条例公布〔明治９年８月５日〕（明治９年第108号布告）。

以上のような経過をへて禄制の廃止が実現された。なお，家禄奉還とひきかえに交付された秩禄公債と金禄公債との間には，同一の禄高でも額面に差額があり，あるいは明治８年に実施された現米禄高の金禄改定に際しても，貢納石代相場算定に手違いが生じた例があったので，この方面からも処分への不満が生まれた。

７．明治９年第123号布告〔同年９月27日〕 前述の通り，政府は６年第35号布告を通じて復禄請願に期限を設けていたが，やむをえない事情が認められる場合はある程度は柔軟に対応してきた。しかし，禄制廃止が決着したいま，大蔵省は速やかに金禄公債証書の発行額を固定し，一気に発行手続きを完結させようとした。その結果，復禄請願受理の最終的打ち切りを一方的に宣言するために，次のような布告が発令される。

> 明治六年二月第三十五号ヲ以テ，旧藩々貫属禄高引直シ願ノ儀，同年三月三十一日限リ可申出，右期限以後ハ一切採用不致旨布告候処，爾後禄高ニ関シ種種願出候向モ有之候得共，本年八月第百八号布告ヲ以テ禄制改定候ニ付，総テ現今ノ処置ヲ以テ定度トシ，如何様ノ事実有之共一切採用不致候条，此旨更ニ布告候事。

これが，復禄請願者の怨嗟をながらく買う第123号布告の条文である。なお，禄制廃止は除族者の明暗をも分けた。つまり，華士族の除族に際しては家禄も同時に剝奪されてきたが，明治10年（1877）８月16日に「禄制廃セラレ候ニ付テハ，明治十年一月以降，律例中収禄並ニ功俸賞禄追奪ノ儀ハ，総テ廃セラレタルモノトス」との第58号布告が発せられた結果，たとえば２月に勃発した西南戦争で国事犯となった除族者には金禄公債証書が与えられている。そもそも，政府は家禄について「名は家に属すと雖も其実は私有物家産に非さる」と認識しており，これが収禄の根拠となっていたが，金禄公債は家禄と異なって売買可能な私有財産であり[6]，その所有権を奪う根拠はなかったのである。ただ，明治９年12月までに処罰された収禄者は，この措置を強く不公平に感じた。

政府にとって，士卒の一部分からにすぎない復禄請願はあくまで些細な問題に違いなかった。しかしながら，第123号布告による門前払いに対する廃禄者の不満は根強く，再三にわたる地方官の説諭にもかかわらず，復禄という具体的な問題を通じての結束は強固であった。そこで，そうした集団が過激な政治運動に流れることを危惧した政府は，士族授産政策の一環として寛大な条件による就産資金供与を開始し，彼らを産業の方向に導くことで慰撫しようとした（廃禄者授産）。ただし，この方策はあくまで過渡期における臨時特別の措置であった。議会開設とともに政府は別の対応を迫られることとなる。

Ⅲ　大赦令と国事犯収禄者の復禄

復禄請願が大蔵省によって第123号布告を根拠に拒絶されたのとは対照的に，平民に編籍された旧卒などによる復族請願は内務省が取扱っており，その中には士族への編入が許可された例もかなりあった。また，明治22年（1889）の大赦令施行により，維新以来の国事犯除族者に復族が許された。ところで，明治７年から９年にかけて佐賀・山口・熊本・福岡・長崎各県の士族反乱に参加し，除族収禄の処分を受けた関係者は，大赦令による復族をうけ，さらに家禄の復旧を求める運動を強く展開した。そして，明治25年（1892）12月には「金禄公債証書下附ノ儀ニ付請願」が，佐賀県士族江藤新作ほか489名によって第４回帝国議会に提出されたが，この中で彼らは次のように主張している[7]。

1．刑法第64条には「大赦ニヨリテ免罪ヲ得タル者ハ，直チニ復権」できるという条項がある。一方，大赦令第４条に「既ニ徴収シタル罰金科料及ヒ没収シタル物件ハ還付セス」とあるが，剝奪された家禄はこれらに該当しない。
2．除族の際には宣告なく収禄が行われたことに示されるように，族と禄は不可分の関係であり，族が回復されたうえは禄も復旧されるべきである。
3．米禄は変革の過程で金禄に変じたもので，その実は同一物である。

彼らの訴えの根本的な理由は，前節で述べたように西南戦争に際しての除族者に金禄公債証書が下付されているのは，同じ国事犯の立場からみて不公平だという不満につきる。そうした請願に対し，12月24日に開かれた貴族院の請願会議では，曽我祐準などが「是ハ即チ制度変革ノ致ス所デ，禄ノ性質ニモ異ッテ居リマスカラ，出来ヌ相談ト思フ」と，公債化される以前の家禄は家産ではないという禄制の原則を根拠に却下を唱えた[8]。しかしながら，大勢は「概ネ此除族ノ民人ト云フモノハ即チ旧藩以来ノ士族デアル。自ラ学問モアリ智識モアリ随分為スアルノ人ガ此中ニハ多イノデアリマス」という鍋島直彬（元鹿島藩主）のような同情論に占められ，貴衆両院で採択されている。これにもとづき，政府によって「国事ニ関スル犯罪ノ為諸禄ヲ没収セラレタル者ニ関スル法律案」が作成され，明治26年12月２日に第５議会で衆議院の第一読会に諮られたが，解散によって審議未了となり，明治27年５月の第６議会に再び議事にのぼった。その第１条は次の通りである。

第一条　明治三年九月十日太政官布告藩制施行ヨリ同九年八月太政官第百八号布告実施マテノ間ニ於テ，国事ニ関スル犯罪ノ為メ，家禄賞典禄ヲ没収セラレタル者及本法施行ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名継襲人タル者ニ限リ，其ノ没収セラレタル当時ノ禄高ニ基キ，明治九年太政官第百八号布告第一条ノ率ニ拠リタル金禄公債証書額ニ相当スル金額ヲ，一時国庫ヨリ支出シテ之ヲ給ス[9]。

第２条以下は出願手続の規定であるため省略する。ただ，刑法上の国事犯ではないが大赦令の対象となった不敬罪も範囲に含めると第４条にある点が貴族院で問題となり，削除提案も出されたが[10]，結局は原案のまま可決され，６月11日に法律第20号「国事ニ関スル犯罪者ヘ特別給与金支給方ヲ定ム」として公布された。なお，法律案理由書には「制度ノ変更上免レサル所ナリト雖，其情状憫諒スヘキモノナシトセス。依ツテ是等ノ者ニ対シ，臨機特例ノ処分ヲ以テ之ヲ救済セントス」とあるが，第123号布告に従うならば根拠は弱い。にもかかわらず，こうした特別措置が成立した背景は，士族反乱の関係者が強力な基盤と影響力を持っていたためと思われるが，その実態については検討の余地が残る。ともあれ，表１に示した通り，この法律にもとづいて合計611人に55万３千円余りの特別給与金が交付された[11]。

もっとも，こうした恩恵は国事犯すべてに及んだわけではなく，その点が衆議院での審議過程で論議を呼んだ。つまり，第１条で救済の対象範囲が明治３年「藩制」施行以後に限定され，廃藩直前に処断された久留米藩明四事件の関係者がそこに含まれる一方，同じく大赦令の対象となった戊辰戦争の「朝敵」は排除されており，その根拠を問う質問書が５月18日の第一読会に先立って，会津の山口千代作（無所属・福島４）から大蔵大臣に提出されたが[12]，答弁書は「各藩々士ノ禄秩効過ニヨリ之ヲ与奪スルノ権限，明ニ中央政府ニ帰一シタル時期ヲ以テ限域

ト為シタルニ外ナラス」というものであった[13]。つまり，「藩制」第６項の「功アリテ禄ヲ増シ，罪アリテ禄ヲ褫キ，及ヒ一切ノ死刑ハ朝裁ヲ請フヘシ」により，犯罪に関する収禄の責任は藩から政府に移ったとしている。ちなみに，明治３年12月施行の新律綱領には除族者の収禄が明記され，以後は朝裁を要しなくなった。

しかしながら，犯罪に関係せず「終始忠良」であるにもかかわらず，官吏の手違いで士族に加えられず，あるいは不当に禄高を減じらたと主張する者は多数おり，彼らはなにゆえに国事犯のような恩恵が自分たちに及ばないのか納得できず，議会などに強い働きかけを始めた。そうした状況を背景に，衆議院では５月17日に首藤陸三（改進・宮城３）などから，第123号布告の適用を免れた例が過去にあったとする質問書が提出されている。

政府ハ，明治十四年四月ヨリ同二十二年迄ノ間ニ於テ，旧鹿児島藩士族禄高誤謬処分訂正ノ請願ヲ許容シ，之ニ対シテ金禄公債証書若クハ之ニ相当スル金額ヲ下付シタル事数回アリ。尚ホ，明治十三年十一月ニ於テ，旧高知藩士族ノ禄高訂正ノ請願ヲ許容シ，金禄公債証書ヲ下付シタリ。右ハ明治九年太政官第百二十三号達ノ範囲内ニ於テ処分シタルモノナリヤ。若シ，政府カ旧鹿児島藩士族等ニ対シ施行シタル処置ニシテ，違法ニアラストセハ，政府ハ尚此ノ種ノ請願ニ対シ，同様ノ方針ヲ以テ処分スルヤ否ヤ[14]。

これに対する答弁書は，鹿児島県の場合は西南戦争後の混乱という「事情憫諒スヘキ所アルヲ以テ」の臨時措置であり，高知県の例は先祖の武市瑞山らが「国家ニ功労アリシノ故ヲ以テ」，その家名再興のためになされた処置であって，第123号布告とは全く無関係だと説明した。また，こうした恩典を他に及ぼすことについては「憲法実施以後ニ於テハ，右ノ如キ行政上ノ特別処分ヲ行フコト能ハス」と否定している[15]。しかし，第123号布告を根拠とする門前払いが続く一方，このような特例までが存在するという事実は，国事犯の救済も含むと，ちょうど「薩長土肥」を特別待遇したかたちとなり，藩閥政治による露骨な依怙贔屓と不満を増幅させた。すでに議会開設以来，復禄請願書は貴衆両院に数多くよせられていたが，とりわけ明治27年法律第20号制定以後は堰を切ったように急増していく。つまり，法律第20号は第123号布告撤廃にむけての突破口というかたちとなり，日清戦時下の同年末に招集された第８議会には，37件合計9674人分の復禄請願が寄せられた。この処理に請願委員会は議事を塞がれる状態で，やむなく一括して会議に付したのち，政府に調査を要望している。あわせて，小室重弘（自由・愛知２）の提案による「復禄並禄高不当処分訂正建議案」も採択されたが，その概略は次の通りである。

政府カ嘗テ諸藩士族禄高ノ処分ヲ行ヒタル際，其処分ノ正当ヲ失シタルモノ頗ル多ク，既

ニ其不当ナルヲ発見シタルモノ亦少シトセス。是等ノ不当処分ニ対シテハ，之ヲ放漫ニ付スルナク，細カニ査察ヲ遂ケ其訂正ノ途ヲ開クハ，政府ノ宜シク為サヽル可カラサルノ責務ナリト信ス。……曽テ国事犯等ニ与ミセス，終始忠良ナリシ士族ニ対シ，当時行政官ノ粗漏怠慢或ハ専恣抑圧ニ出テタル不当処分ニ就テ，未タ何等ノ措置ヲモ施サヽルハ，偏欹失衡ノ甚シキモノト謂ハサル可カラス……政府ハ宜シク復禄並ニ禄高処分ニ関シ精査ヲ遂ケ，其不当ノ事実明白ナルモノニ限リ，之カ訂正ノ途ヲ開キ，彼等ヲシテ一視同仁ノ恵沢ニ均霑セシメンコトヲ望ム[16]。

Ⅳ　家禄賞典禄処分法の成立

第７議会以来，議会は復禄の請願を採択しては政府に送付し，一方で政府は第123号布告を理由に受理しない状態が機械的に継続したが，第９議会では明治29年（1896）３月18日に衆議院で，深山聳峮（自由・三重３）ほか36名から，第123号布告撤廃と復禄の制度化を実現させる目的の議員立法として，「家禄賞典禄処分法案」が提出された[17]。

第一条　明治三年九月十日藩制施行以後，家禄賞典禄ヲ有セシ者及本法実施ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名継承人タル者ニ限リ，左ノ各項ニ該当スル者ハ，明治九年第百八号布告及同年第百五十二号布告ノ規定ニ依リタル金禄公債証書額ニ相当スル金額ヲ，家禄整理ノ為メ発行スル処ノ公債証書ヲ以テ給与ス。

但シ，正当ノ手続ニ依リ没禄若ハ減禄ノ処分ヲ受ケタル者ハ，此ノ限ニ在ラス。

第一項　家禄賞典禄ヲ全ク給与セサル者。

第二項　家禄賞典禄ニ対スル相当額ノ給与ニ不足アル者。

第二条〔以下省略〕

ちなみに，明治９年第108号布告とは金禄公債証書発行条例のことであり，第152号布告は「旧藩ニ於テ禄券売買差許セシ家禄ニ限リ十ヶ年分支給」という，おもに旧鹿児島藩の売買禄を対象とする規定を指している。深山は提案理由で「藩制第六項ニ，功アツテ禄ヲ増シ，罪アツテ禄ヲ褫グ，是等ハニ皆朝裁ヲ請フトアル。然ラバ，朝裁ヲ経テ即チ平民族ニ陥シ，或ハ族ヲ廃シタト云フ処置ナラバ致方モナイガ，然ルニ手続モ経ナイデ，徒ラニ処置ヲ致シタト云フカ如キハ，実ニ傍若無人ナル処置」と論じ，さらに廃藩後も藩債支消分賦が明治５年126号達で免除されたのに禄高が回復されていないなど官吏の錯誤もあったと指摘し，その是正を政府が第123号布告で封じたことは「無法ナ処置方」であったと糾弾している。なお，起点を明治３年「藩制」施行においた理由については，国事犯の救済において政府が示した見解を引き合

いに，「藩制」以後の統治については「所謂政令一途ニ帰シテ，一ツノ法律ヲ以テ全国ヲ支配シ，全国ノ各藩ヲ処置スルト云フコトニ為ッタノデアリマスカラ，藩ガ其時ニ当ッテ，其以後廃藩置県ト為ルマデノ間政治ヲ致シテ居ッテモ，言ハヾ新政府ノ委任ノ政治デアリマス。先ヅ新政府カ責任ヲ持タナケレバナラヌ」と説明しているが，「藩制」の時点で家禄を失っていた旧斗南藩士や，個人名義の所有ではない旧鹿児島藩の協力高などは対象外に置かれた。また，いわゆる「臥薪嘗胆」の時局のおり，財政的見地から財源は公債によるとしている。

この法案は141人の賛成を得たのち特別委員会に付託された。しかし，ここで小鷹狩元凱（改進・広島２）の提案により，全国の政令帰一は深山が説くように「藩制」ではなく廃藩置県によるが，版籍奉還によって諸侯の「臣下」が廃止され，そのうえで政府は明治２年６月25日の「諸務変革」指令を通じ，現石の１割とした知藩事の禄に準じて適宜に旧家臣団の家禄を定めるという禄制の標準を立てているとの理由から，起点を「藩制」から「版籍奉還」まで延長させるという修正案が示された[18]。

それらの主張を大蔵省は一蹴した。政府委員曽根静夫（国債局長）は答弁の席で，第123号布告がある以上は復禄を認める理由は全くなく，そもそも廃藩以前は「旧藩主ノ意志ハ即チ禄制」というかたちで各藩適宜に改革が行われたのであり，そこまで政府の責任を追及するのは不条理だとしている。３月25日の確定議では，工藤行幹（改進・青森）から，政府も小鷹狩の修正意見も極論に走って調整の見込みが立たないと，次の議会までの棚上げすら提案されたが，結局は第１条を以下のように改めた修正案が可決された。

第一条　版籍奉還以後，家禄賞典禄ヲ有スヘキ者及本法実施ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名継承人タル者ニ限リ，左ノ各項ニ該当スル者ハ，明治九年第百八号布告及同年第百五十二号布告ノ規定ニ依リタル金禄公債証書額ニ相当スル金額ヲ，家禄整理ノ為メ発行スル処ノ公債証書ヲ以テ給与ス。

但シ，常時犯罪ノ為没禄若ハ減禄ノ処分ヲ受ケタル者ハ，此ノ限ニ在ラス。

ところが，議事が貴族院に移ると，国事犯復禄の対象を「藩制」施行から「王政維新」にまで拡大するという明治27年法律第20号改正案が同時に衆議院から送られたこともあって激しい反応が生じた。いうまでもなく，貴族院議員には元の藩知事や大参事，大蔵官僚など禄制改革の責任者が多数含まれており，明治４年に大蔵大丞を勤めた渡辺清などは，「斯様ナ法律ト云フモノハ実ニドウモ驚入ッタ法案デ，本員ノ如キハ全ク是ハ何等ノ怪物カト思フ位ナコトデアル」と憤慨している[19]。特別委員会は法案を全員一致で否決し，28日の本会議で廃案と決した。

しかし，法制局は大蔵・内務両大臣の請議にもとづいて冷静にこの問題を検討し，明治30年（1897）１月９日に次のような結論を出している。

〔前略〕復禄ノ請願ニ付テハ，或ハ議会ニ，或ハ政府ニ之ヲ提出スルモノ其数逐年増加スルノ勢ナリ。政府ハ一大英断ヲ以テ其病根ヲ芟除セサランカ，到底其底止スル所ヲ知ラサルヘシ。従来，復禄請願拒否ニ関スル主務大臣ノ理由ハ，主トシテ明治九年第百二十三号布告ニ在リ。故ニ同布告ニ変更ヲ加ヘ，又ハ新ニ法律ヲ制定シ，以テ願意ヲ採用スルノ必要ナキヤ。又，本件ノ許否ハ単ニ法律上ヨリ判断スヘキモノニアラスシテ，広ク社会上ノ観察ヲ加ヘテ判断ヲ下スノ必要ナキヤ。是亦慎密ナル調査ヲ要スヘシ。而シテ右ノ調査ハ常務ヲ有スル大蔵又ハ内務主任者ノ能スル所ニアラサレハ，此際別ニ臨時ニ調査委員ヲ命シ，前記廉々ノ調査ニ従事セシメラル、コトニ閣議決定相成可然ト認ム[20]。

この答申にもとづき，5月15日に秩禄処分委員会が設けられることとなるが，復禄問題は毎度の議会で問題となっており，しかも議会の採択を獲得した請願者の中には，お墨付きを得たように確信して大蔵省や政府首脳に直談判する者まで現れた。このため，政府としても社会上の問題から何らかの対応策が必要と認識するようになり，明治30年の第10議会においては，1月28日に首相兼大蔵大臣松方正義が衆議院特別委員会で，政府ベースによる調査を前提条件にしつつも，ある程度前向きの姿勢で対応すると表明した[21]。ところで，復禄請願者の期待が高まっているなか，議員間には前回から持ち越しの家禄賞典禄処分法を今回こそ可決させようとする強い動きがあったが，これに対して松方は，行政処分で処理するにせよ，法律を制定するせよ，あくまで実態調査の結果を待ったうえで，政府主体で方針を決定すべきだと牽制している。なお，第9議会に衆議院内で生じた時期的範囲をめぐる対立は解決しないままであり，結局は以下のように二通りの法案が提出された。

a 家禄賞典禄処分法案（深山聳峨他34名提出）[22]

第一条　明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後，家禄賞典禄ヲ有シタル者及ヒ其ノ家名継襲人ニシテ，明治九年八月太政官第百八号布告及同年十二月太政官第百五十二号布告施行ノ際，其禄高ニ対スル全部ノ給与ヲ受ケサル者，若クハ相当額ノ給与ニ不足アル者ハ，其本人及本法施行ノ日ニ於テ，現ニ其ノ家名継襲人ニ限リ，其ノ給与ノ未済額ヲ，明治九年八月太政官第百八号布告第一条及同年十二月太政官第百五十二号布告ノ率ニ拠リ換算シ，其ノ元金額ヲ禄高整理ノ為メ発行スル公債証書ヲ以テ給与ス。

但，常事犯又ハ当時適法ノ処分ヲ受ケ，没禄若ハ減禄セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス。

第二条〔以下省略〕

b 家禄賞典禄整理処分法案（目黒貞治他3名提出）[23]

第一条　版籍奉還以後，家禄賞典禄ヲ有スヘキ者ニシテ，左ノ各項ノ一ニ該当スル者ニハ，

明治九年太政官第百八号布告及同年第百五十二号布告ノ規定スル金禄公債証書額ニ相当スル金額ヲ，禄高整理ノ為発行スル公債証書ヲ以テ給与ス。

但，一時給与不足ノモノモ其ノ金額ヲ本条ノ禄高整理公債証書ヲ以テ交付ス。

第一項　誤謬ノ為，全額ノ給与ヲ受ケサル者。

第二項　誤謬ノ為，其幾分ノ給与ヲ受ケサル者。

第二条〔以下省略〕

両者のうち，aは深山自身による第9議会の原案と同様，明治3年9月10日の「藩制」施行以後を起点としており，bは第9議会の小鷹狩による修正案と同じく版籍奉還以後に起点を置いている。くり返しになるが，それぞれの提案理由を比較してみると，まずaの提案者である深山は次のように説明している。

藩制ノ第六項ニハ斯ウナッテ居ル。「功アッテ禄ヲ増シ罪アッテ禄ヲ褫ク云々」ト云フコトガアル。一切ノコトハ勅裁ヲ請フベシト云フコトニナッテ居ル。ソコデアリマスカラ，其罪ヲ犯サナイデ，終始忠良ノ者ニシテ禄ヲ殺ガレル道理ハナイ。然ルニ其当時ノ藩官吏ハ，又ハ廃藩後ノ当局者ハ，此第六項ニ背イタ所ノ，勅裁モ請ハナイデ徒ラニ処分ヲシタノデアル。……是レ即チ立派ニ藩制ト云フ政令一途ニ帰シタル所ノ法律ガアッテ，其法律ノ条項ニ背イタ所ノ処分ヲシタモノデアルカラ，無論是ハ不当処分デアル。故ニ此不当処分ヲ訂正ナサウト云フ了簡デアル[24]。

これに対し，bの立場である小鷹狩元凱は，賛成理由を以下のように述べた。

藩制施行ノ中ニ禄ニ関スルコトハ如何様ナルコトデアルカト言ヘバ，功ガアッテ禄ヲ増ス者ト，罪ガアツテ禄ヲ剝グ者ト，唯二箇条ノコト……通常ノ禄ノ処分ト云フモノハ，藩制ノ前モ後モ，明治四年ノ所謂廃藩置県マデハ，之ヲ朝廷ヨリ致シマシテ，藩知事ニ御任セニナツタコトデゴザイマス……改禄ハ，総テ此明治二年ノ六月二十五日ノ行政官ノ達ガ基礎トナツタモノデアル[25]。

つまり，aは「藩制」第6項によって諸藩は生殺与奪の権限を失い，政令一途に帰して禄制の統一的制度が確立したと解釈しているのに対し，bは「藩制」施行によって藩知事の権限が根本的に変わったわけではなく，明治2年の「諸務変革」指令にもとづく各藩適宜の禄制改革は「藩制」に拘束されず，廃藩置県ではじめて政令一途に帰したとしている。ここまでは大蔵省の解釈と同じであるが，版籍奉還の結果，制度的には旧藩主は知藩事という非世襲の地方行

政長官にすぎず，その統治上の失策は委任した中央政府の責任に帰着するというものである。衆議院特別委員会においては，結局ａが多数意見となった。ｂが否決された理由は，経過報告によると多数の請願者が現れて調査が困難になるというものであるが，はっきりしない。おそらく，前回の経緯からみてｂの場合は貴族院の却下が必至であるため，実現の可能性が少しでもあるａをとにかく法案化して制定を急ぎたいという意志が背後にあったと思われるが，彼らが「諸務変革」・「藩制」・廃藩置県といった時期区分を明確に認識していたのかは怪しい。後にみるように，こうした拙速は思わぬ結果を招くこととなるが，２月24日に衆議院は特別委員会の決定通りａを採択した。

つづいて，３月１日に貴族院の第一読会が開始されたが，政府委員駒井重格（大蔵省参事官）は衆議院の両法案に対し，「諸務変革」指令は禄高の総計を求めたものにすぎず，個人単位の給禄まで政府が把握できるようになったのは，廃藩直後の明治４年７月24日における太政官布告にもとづいて各藩から禄高人員帳が提出された以後のことであり，また「藩制」布告以後の功罪によらない禄高の増減は，委任をうけた藩知事の「勝手次第」で中央政府の権外であるため，いずれも実現不可能と言明している[26]。しかし，法案を付託された貴族院特別委員会は，尾崎三良・安場保和・柴原和に衆議院の深山を交えて開かれた３月13日の協議にもとづき[27]，第１条に「明治四年七月二十四日禄高ニ関スル太政官布告ニ拠リ調査シタル以後ノ禄高，及其ノ調査以前ニ係ル藩制施行以後ノ禄高ニ錯誤アルトキ」という条件を加えるという修正案を示した。修正案は３月22日に貴族院の議事にのぼり，法案に反対する谷干城と安場や尾崎との間で論戦があったのち，68対63の僅差で可決され，衆議院でも24日に会期中最後の議事でそのまま可決された。最終的な条文は以下の通りであるが，参考のために貴族院の追加部分に下線を付しておいた。

第一条　明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後，家禄賞典禄ヲ有シタル者及ヒ其ノ家名承継人ニシテ，明治九年八月太政官第百八号布告及同年十二月太政官第百五十二号布告施行ノ際，其禄高ニ対スル全部ノ給与ヲ受ケサル者，若クハ相当額ノ給与ニ不足アル者，<u>明治四年七月二十四日禄高ニ関スル太政官布告ニヨリ調査シタル以後ノ禄高及其調査以前ニ係ル藩制施行以後ノ禄高ニ錯誤アルトキ</u>ハ，本法施行ノ日ニ於テ，其本人又ハ其ノ家名ノ承継人ニ限リ，其ノ給与ノ未済額ヲ，明治九年八月太政官第百八号布告第一条及同年十二月太政官第百五十二号布告ノ率ニ拠リ換算シ，其元金額ヲ禄高整理ノ為メ発行スル公債証書ヲ以テ給与ス。

但，常事犯ノ為メ没禄若クハ減禄セラレタル者ハ，此ノ限ニ在ラス。

第二条　明治六年十二月太政官第四百二十五号布告ニ拠リ処分ヲ受ケタル者ニシテ，其禄高ニ対スル相当額ノ給与ニ不足アル者ハ，其本人及本法施行ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名承

継人タル者ニ限リ，其給与未済額ヲ明治六年十二月太政官第四百二十六号布告第一条ノ率ニ換算シ，其ノ元金額ヲ禄高整理ノ為メ発行スル公債証書ヲ以テ給与ス。

第三条　第一条及第二条ノ禄高ヲ金額ニ換算スルハ，明治八年九月太政官第百三十八号布告ニ拠リ取調ヘタル既定ノ石代相場ニ拠ル。

第四条　第一条及第二条ノ給与ヲ受ケムトスル者ハ，其理由及証拠ヲ具シ，地方庁ヲ経由シテ大蔵大臣ニ願出ツヘシ。

但，本法施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ願出サルトキハ，本法ノ給与ヲ受クルコトヲ得ス。

付則

第五条　此法律ニ抵触スル法律命令〔第123号布告のこと - 落合〕ハ，此ノ法律施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フモノトス。

ところで，貴族院による第１条修正はどのような意味を持っていたのだろうか。条文を一瞥すると「藩制施行以後，家禄賞典禄ヲ有シタル者及ヒ其ノ家名承継人ニシテ，……藩制施行以後ノ禄高ニ錯誤アルトキハ」と読めるが，狭く解釈すれば「明治四年七月二十四日禄高ニ関スル太政官布告ニ拠リ調査シタル……禄高ニ錯誤アルトキハ」と読みとることもできる。廃藩の時点で家禄の38％が削減されているので，両者の隔たりは大きいが，修正案が特別委員会から戻された際に委員長の黒田長成は次の通り報告した。

明治二年ノ頃ニハ，当時ノ士卒等ノ禄高ノ総高ダケガ分ツテ居リマシテ，一人ドレダケデアルト云フコトハ，分ツテ居ラヌト云フコトデアリマスカラ，明治四年デアルト個人々々ノ分ハ分ツテ居リマスカラ，ソレデ標準トスベキモノハ，明治四年ノデナケレバ実行ガ難イト云フコトデ，明治四年ト云フコトニ変リマシタ。勿論，明治四年ノ禄高ニ拠ルト申シテモ，藩制施行以後廃藩置県後マデモズツト掛ツテ，之ニ照シテ不当処分ヲ受ケテ居ツタモノハ，請求ガ出来ルト云フコトニナル精神デアリマス[28]。

つまり，政府は各藩から提出された禄高人員帳を通じて初めて個別の禄高を把握したが，この禄高は「藩制」にもとづいて決定されているので，復禄の範囲はそこまで及ぶというわけである。あいまいな説明ながらも狭い解釈によることは明らかで，基準は「明治四年七月二十四日禄高ニ関スル太政官布告」の時点に置かれている。一方，修正案に賛成した衆議院議員は，条文を広く解釈して原案と大差ない内容と判断したようだが，大蔵省は最も狭い解釈による施行を図っていく。その行き違いは，次節でみる通り約２年後に表面化するであろう。いずれにせよ，修正で読みづらくなった条文に，衆議院と大蔵省の両方の顔を立てた貴族院議員の老獪な手腕を感じさせる。

ともあれ政府は議会の決定をうけ，復禄問題対策を目的に内閣に設けた秩禄処分委員会に法案の検討をゆだねた。その顔触れは，委員長の神鞭知常（法制局長官）ほか，松尾臣善（大蔵省理財局長）・寺原長輝（内務省警保局長）・小池靖一（法制局参事官）・駒井重格（大蔵省参事官）からなっていた。8月12日には法案を適当と認める委員長報告が行われ，さらに処分に際しての「大体標準」を以下のように定めている[29]。

一，明治三庚午年九月藩制施行前ニ禄ノ制度ヲ改正シタルモノハ，之ヲ据置キテ変更セサルコト。

二，同年九月以後ノ施行ニ係ル禄ノ制度ト雖，同月前ノ決議ニ因リ実施シタルモノハ，亦前項ニ同シ。

三，同年九月以後禄ノ制度ヲ改正シタル者モ，特ニ朝裁ヲ経タル者亦同シ。

四，前各項ニ掲ケタル制度ニ違反シタル処分ヲ為シタルカ，又ハ其制度ニ照シ実施上ノ誤謬ニ由リ禄高ノ支給ニ不足ヲ生シ，又ハ処分ニ漏レタル者ハ，之ヲ訂正スルコト。

こうして，大きな問題を含みつつも家禄賞典禄処分法は明治30年（1897）10月29日に法律第50号として公布された。

V　家禄賞典禄処分法施行法の制定

家禄賞典禄処分法（以下，「処分法」と略記）の公布は，復禄請願者の間に大きな反響を与えた。それに便乗して太田徳次郎『家禄賞典禄処分法通解』（武桜堂，1898）や青木鍵之助『家禄賞典禄処分法早わかり』（栗原書店，1898）といった参考書の類も現れている。このうち旧仙台藩士族は，戊辰戦争後の減封に際して応急的に与えられた扶助米の数値が基準となった金禄公債発行を不当処分とし，明治31年（1898）6月に市会議員細谷徳衛らの調査委員を東京に送っているが，細谷らが神鞭知常を訪問した際，仙台藩60万石時代の禄高を基準に修正を求める彼らの運動を無茶と感じたのか，著名な論客である神鞭は「本問題の如きは地方の三百若しくは破落戸の担き来る問題にして，零細の金を貧士族より巻き上げ，都下に来て飲食に耽り，結局虚偽なる報告を為し，恬として耻ぢざる輩の能く担く問題なり」と説諭して追い返そうとした。これに対して細谷は，同じ規模であった名古屋にくらべて仙台の経済的発展が遅れたのは，地理的条件もさることながら金禄公債下付高に大差があったことにも起因しており，その是正は地域の将来に関わる大問題だと反論し，ようやく神鞭を納得させている[30]。もっとも，処分法の条文は前節で指摘したように漠然とした内容で，それにつけこんで神鞭が述べた弊害も実際に生じていたらしい。また，政府内でも秩禄処分委員会で適用に関する「大体標準」が示され

たにすぎず，施行の上で不備を感じることがあった。

そこで，政府は処分法制定に対応して明治31年４月５日に大蔵省内に設置した臨時秩禄処分調査委員会に，明確なガイドライン策定を求めた。同調査委員会は大蔵次官を委員長とし，委員は大蔵省理財局長・司法省民刑局長のほか大蔵省参事官２名，司法省参事官・内務省参事官・法制局参事官・内閣書記官・大蔵省書記官各１名の合計９名からなっていた。事務は理財局が担当している。処分法の解釈をめぐってとくに問題になっていたのは，廃藩前に旧藩主は「適宜」に禄高を改革できる権限をもっていたかという点である。これは，衆議院の議事の過程でも提案者と政府委員の大きな争点となっていたが，解決しないまま法律制定が先行するかたちとなった。そこで５月５日に開かれた委員会では，「藩制施行以後トハ藩制発布以後ト解釈スルヲ原則トス。但，明治二年六月二十五日知藩事ヘノ達ニ依リ，各藩ニ於テ適宜ニ給禄ヲ改革スルトハ，藩制施行以後モ合法ノ処分トシ，唯功アリテ禄ヲ増シ，罪アリテ禄ヲ褫キ，及一切ノ処分ハ朝裁ヲ経ルコトヲ要スルモ，藩制発布ノ当時未タ之ヲ知ラザル以前ニ於テ処分シタル場合ニ限リ，仮令朝裁ヲ経サルモノト雖モ，有効ナル処分ト見做スヘシ」など，９項目にわたる処分法解釈が採用されている[31]。しかし，府県知事や請願者からの問い合わせに担当官が忙殺される状況などから，理財局長松尾臣善は官民の混乱を防ぎ，さらには無用な請願をあらかじめ断念させるため，正式な解釈，つまりは狭い解釈を法制的に明示する必要があるとし，９月12日の臨時秩禄処分調査委員会に，「藩制」をめぐる解釈をもとに甲・乙の案を示した[32]。

甲　案

一，明治三年九月十日藩制発布以後，明治四年七月十四日廃藩以前ニ在リテハ，旧各藩ニ於テ士卒一般ノ禄高ニ改正ヲ加ヘ，削減ヲ行ヒシモノハ，其最終ノ改正禄高ヲ以テ正当ナルモノトシ，法律第五十号ニ依リ之カ更訂ヲ為シ得サルコト。

但，廃藩以後太政官ニ於テ行政処分ヲ以テ更訂ヲ行ヒシ結果，禄高ノ増加ヲ来タセシモノアルモ，其侭据置クヘキコト。

理　由

明治二年六月二十五日太政官ヨリ知藩事ヘノ達ニ，各藩ニ於テ士卒給禄適宜改革スヘシトアルハ，明治三年九月藩制発布以後ト雖モ有効ニシテ，且藩制ノ規定ニ拠ルモ旧藩知事ハ士卒一般ノ禄高ニ改正ヲ加フヘキ権限ヲ有スルカ故ニ，藩制施行以後ト雖モ，旧藩知事ノ禄高適宜改革ハ到底是認セサルヲ得ス。

乙　案

一，明治三年九月十日藩制発布以後，明治四年七月十四日廃藩以前ニ在リテ，一般士卒ノ禄高ニ削減ヲ加ヘシモノハ，総テ藩制発布ノ際ニ於ケル禄高ニ復旧セシムルコト。

但，藩制発布以前ニ於テ禄制ノ改革ヲ決定シ，其施行ノミ該制施行以後ニ渉リタルモノハ，此限ニアラス。

理　由

旧藩知事ハ，明治二年六月二十五日達ニ拠リ，士卒ノ給禄適宜改革ヲ為シ得タリト雖モ，是一時ノコトニシテ，明治三年九月十日藩制施行以後ニ於テハ，最前斯クノ如キ改革ヲ為スノ権限ヲ有セス。藩制ニ拠レハ，罪アツテ禄ヲ褫クニモ尚ホ朝裁ヲ経サルヘカラス，況ヤ其他ノモノニ対シテ恣ニ没禄又ハ減禄ヲ行フカ如キハ，越権ノ甚シキモノト云ハサルヘカラス。故ニ，藩制施行以後ニ於テ禄高ヲ削減シタルモノハ，本項ノ如ク藩制施行ノ際ニ於ケル禄高ニ復旧セシムルヲ以テ，至当ノ処分ナリトス。

甲案は，政府が把握する禄高は廃藩で政令が帰一した後に各藩から届けられた禄高人員帳に記載されたものであり，それは各藩が定めた最後の禄制にもとづくから，処分法の施行にあたっては「藩制」布告後の全般ではなく廃藩時点での禄制を基準にとらえ，その錯誤のみを是正すべきだとしている。乙案は，その正反対の極論として設定されたにすぎない。松尾は，甲案を実施した場合は請願の大半が不採用となり，反対に乙案の場合は4000万円から１億円もの公債が必要となって財政が破綻するとし，妥当な解釈はあくまで甲案だが，処分法や秩禄処分委員会の「大体標準」だけでは乙案のように広く読みとられる可能性もあり，大蔵省の省令では押さえが弱いので，甲案の方針を勅令による「家禄賞典禄処分法施行令」で固定するべきだと説明した。これに対して調査委員会では，民刑局長倉富勇三郎と法制局参事官の小池靖一が，請願のほとんどを排除する甲案は処分法の趣旨と異なる部分が多いと難色を示し，両案の中間的方策を求める者もいたが，多数決で甲案が採択された[33]。ただ，評判が悪かろう法解釈を，わざわざ帝国議会の協賛を要しない勅令で示すのは不穏当とする意見もあり，その判断は大蔵大臣に一任されたが，結局は「施行法」という，議会の協賛を要する法律のかたちに落ち着く。こうして12月５日に「家禄賞典禄処分法施行法案」が大蔵省から閣議に送られた。処分法の制定でやむなく第123号布告廃止を強いられた大蔵省は，最も狭い解釈での施行によって処分法の骨抜きを図ったのである。

第一条　家禄又ハ賞典禄ハ，左ノ標準ニ依リ之ヲ調査ス。

一，政府ノ布告布達其ノ他ノ命令ニ依リ定マリタル制度。

一，明治四年七月十四日前，各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度（各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度ニシテ，廃藩以後各府県ニ於テ施行シタルモノトモ）。

但，各藩ニ於テ定メタル制度中，他日ノ改正ヲ期シタルモノハ之ヲ問ハス。

以下の条項は公債額換算の細則であるため省略するが，第５条に「禄高整理ノ為発行スル公債証書ハ一千万円以内トシ，其利率ハ一箇年百分ノ五トス」とある。１千万円以内と限定された公債発行額は，議会に寄せられた請願書から概算したとされるが，日清戦争後における軍事費膨張のあおりで賠償金を使いはたし，公債募集難に陥っていた大蔵省としては，最大限の譲歩であっただろう。しかし，「施行法」は異例であり，さすがに法制局は苦言を呈しているが，その中で次のように述べている。

> 今ヤ処分法ニ対スル世上ノ嘱望ハ頗ル非分ナルモノアリ。本案第一条ノ如キハ，必スヤ処分法ニ属スル正当ノ解釈ヲ狭窄スルノ目的ヲ以テ規定セラレタルモノナルヤノ観念ヲ生セシムルヲ免レサルヘシ。其結果タル，本案ノ議会ニ於ケル運命ハ不成立ニ終ルカ，否ラサレハ明瞭ニ広義ニ解釈スヘキノ規定ヲ設クルニ帰着スヘキノ恐アリ。……要スルニ，本条提議ノ結果ハ数害アリテ一利ナキヲ以テ削除セラレ可然[34]。

つまり，第１条は議会から逆襲されて政府の解釈による処分法の実行をかえって妨げるだろうから削除すべきだとしている。また，第５条については「毫モ確実ナル標準ヲ有セサルノミナラス，現ニ請求者提出ノ書類ニ基ク概略ノ見込額モ無之，単ニ既往ノ歴史ニ依リ本案金額ヲ定ムルノ如キハ，聊カ無責任ノ観ナキ能ハス」と非難している。

しかし，法案は閣議でほぼ原案通りに決定され，明治32年（1899）２月21日に第13議会に持ち込まれたが，はたして衆議院で強い反発に遭遇した。２月25日の衆議院特別委員会では，第10議会で処分法議決の際に特別委員長を務めた多田作兵衛（憲政・福岡３）が，処分法施行法案は極端な解釈によって処分法の効力を歪曲した事実上の改悪案であると猛反対し，復族については証拠があれば「藩制」布告にさかのぼって士族への編入が許可されている事実を指摘したうえで，「藩制」布告以後は生殺与奪の権限を藩知事は失っていたとする，処分法議決における衆議院の立場から，第１条削除を要求した[35]。一方，望月長夫（憲政本・滋賀１）は，法案は処分法の内容に抵触していないと賛成意見を述べた[36]。つまり，前節でみたように貴族院の修正で処分法の第１条に「明治四年七月二十四日禄高ニ関スル太政官布告ニ拠リ調査シタル以後ノ禄高，及其調査以前ニ係ル藩制施行以後ノ禄高ニ錯誤アルトキ」という字句が挿入された結果，当初の衆議院の意向がどうであれ，条文をよく読めば禄高調査の基準が「藩制」から廃藩置県の時点に移っており，この法案は妥当だとしている。委員会ではこの意見が多数を占め，原案が可決された。ところが，２月28日に第二読会に移ると，岡本松太郎（憲政本・兵庫７）などが，「藩制施行以後ハ，藩主ニ於テモ主権ハナイモノデアル。主権ノナイモノガ為シタルコトハ，錯誤デアル。……此施行法ト云フモノハ，取リモ直サス五十号ノ改正案ナノデ，範囲ヲ狭クシヤウト云フ改正案ニ外ナラヌ」と，特別委員会での多田などの少数意見を支持し，

ついに衆議院は施行法案第１条の削除を議決した[37]。

つづいて，３月７日から貴族院に議事の場が移ったが，当然ながら政府原案に賛成する意見が多数を占め，第１条復活が採択される。第１条の賛否は，「藩制」施行以後の禄制改革の正当性をめぐる論争でもあった。かつて高知藩で禄制改革を推進した谷干城は，維新の歴史的成果をないがしろにすると禄高の是正に終始一貫して反対を主張していたが，この際における発言で次のように「藩制」後の禄制改革を擁護している。

> 一向働カナカツタ藩ガ，依然トシテ多数ノ禄ヲ私有シテ居ルト云フコトニナツテハ，朝廷ノ海陸軍ノ改革ト云フモノハ金ノ出所ガナイ。ソレデ，詰リ藩ト云フモノハ，アノ時分ノ侭デ存シテ削ルベキモノハ削ツテ，ソレデ以テ朝廷ノ財政ヲ鞏固ニシ，海陸軍ヲ盛ニシヤウト云フノデ……今日カラ若シ之ヲ錯誤デアル，サウ云フ仕方ガ錯誤デアルト云フコトニナルト，朝廷ノ為メニ尽シタ者ハ却テ不幸ニナリ，因循姑息デ自然的ニ取ラレタ者ハ，大変幸ヲ得ルヤウニナル[38]。

貴族院の議決にもとづいて第１条を付した法案は，翌日に衆議院の再会議へ回されたが，前年12月の地租増徴案可決に際して山県内閣と提携した星亨は，ここでも政府の後押しを行い，「即チ此衆議院デヤツタ如クニ致シマスナラバ，少クトモ五六千万ノ公債ハ募ラナケレバナラヌト考ヘルノデアル。然ルニ政府案デ往ケバ，千万円位デ済ム」と，もっぱら財政逼迫への配慮を根拠に積極的な賛意を述べて採決を促した[39]。一方，終始法案に反対してきた同じ憲政党の多田作兵衛は「我党ノ首領ノ発言デゴザイマスケレドモ，確ニ代議士総会ハ適宜随意問題ニナリマシテ，其人ノ精神ハ成ルベク賛成ト云フ意味デゴザイマスカラ，院内総理ノ御発言ニ決シテ御関係ナサラヌヤウ」にと党員に呼びかけている。二人の応酬から，この問題について代議士は党派的ではない利害から賛否を分かったことが読み取れるが，結果のところ賛成121・反対98で法案は可決され，家禄賞典禄処分法施行法は原案どおり３月22日に法律第84号として公布された[40]。

その後，明治33年（1900）３月には臨時秩禄処分調査局が大蔵省内に設置されて理財局から事務を引き継ぎ，明治38年11月10日に廃止されるまで請願の審査を続けた。よせられた不足額給与請願は11万6763件・29万3955人分で，請求額の総計は9152万円に達している。士族の人口が約40万戸・150万人であったことを考えると相当な数といえよう。地域は全国にわたっており，事情も多種多様で明確な区分は困難である。しかし，その中で処分法の適用が認定されたのはわずか108件・3906人にすぎず，支給された公債証書は37万4921円のみであった。その内訳は表２に掲げた通りであるが，大別すれば，１．帰農央の廃禄（福知山・苗木・棚倉）。２．藩債支償分賦高免除の不履行（郡上）。３．世襲の元卒に終身禄を給与（岸和田・笠松県・郡

上)，などとなる。しかし，不採用の決定を下された者の多くはあきらめずに運動を継続し，あるいは1年間に限定された出願期間内に証拠書類を用意できなかったケースもあった。このため，明治42年（1909）に法律第21号が制定され，家禄賞典禄処分法に関係する事件は行政裁判所に訴え出ることが可能となったので，その後も訴訟が長く繰り広げられた。たとえば佐賀県の旧小城藩士卒1012名は，廃藩後に藩費の不足を家禄からの部掛出米によって補う制度が廃止されたにもかかわらず，官吏が部渡米を禄高帳に改正高と記載したのは錯誤だとして，明治32年（1899）10月に処分法の適用を求める請願書を政府に提出し，13年後の大正2年（1913）2月に行政裁判で勝訴して19万5722円あまりの給与金を獲得した[41]。小城町には彼らが建立した「不足禄受領記念」の石碑が現存するが，本論ではほとんど触れられなかった復族の問題も含め，処分法制定を契機に過去の権利の回復に一生をかけた職業的な運動家が各地に現れている。ここではその詳細に言及せず，大正13年（1924）に理財局が作成した『秩禄処分参考書』にある次の文章を引用し，こうした運動に直面した側の苦悩を示しておきたい。

> 秩禄処分は明治維新に其の端緒を開いてから既に五十有余年の歳月を閲し，其の間幾多の複雑多端なる沿革を経て，関係法令の制定されたもの其の数実に百を超へ，終始当局者が惨憺たる苦心を嘗め慎重なる処置を執り来つたにも拘はらず，今日に及んでは尚未だ完了を見ず，其の上歳月の推移に伴ひ旧記散佚し，故老逝世し，考証の資料が年と共に益々乏しくなつてゆくのであるけれども政府は一層の努力を以て完全なる処理の終結を期しつつあるのである[42]。

なお，昭和11年（1936）6月現在で大蔵省が集計したところによると，家禄賞典禄処分法および関連法令によって，表3に見るように2万2637人に対して533万391円余りが給与されている。これらの法律は昭和23年（1948）に廃止されたが，形式的には秩禄処分はこの時点まで続いたことになる。

Ⅵ　おわりに

明治初年の情勢において禄制の廃止は自明であり，ただ方法の緩急について議論が分かれていたにすぎない。したがって，秩禄処分に対する旧藩家臣団の不満は，もっぱら処分の際に生じた不平等や錯誤の是正を求める方向に集中した。そうした「不当処分」の糾弾は政府としても弱い部分があったが，第123号布告によって一方的に門前払いを行ったことは，禄制を短期に廃止させる有効な手段ではあったものの，復禄問題を長期化させる原因ともなり，請願は帝国議会にまで持ち込まれた。そして，衆議院では国事犯の救済で政府が示した制度解釈を逆手

にとり，「藩制」以降における禄制改革を不当とする議論まで現れる。これは秩禄処分の大幅なやり直しを求めるに等しいが，大蔵省は施行法制定というまわりくどい手続きを経由して自己の立場を確保した。そして，明確な根拠を提示する必要から秩禄処分の沿革に関する調査を改めて行い，一方，復禄請願者の側も証拠書類の収集に奔走している。その副産物として，禄制に関する各種の史料や記録が今日に残された。たとえば，『明治前期財政経済史料集成』第8巻（改造社，1933）に所収されている「秩禄処分顚末略」と「秩禄処分参考書」は，今日でも秩禄処分研究の基礎的資料となっているが，これらはそもそも家禄賞典禄処分法に対処する必要から，明治38年（1905）と大正13年（1924）に大蔵省理財局の手で編纂されたものである。秩禄処分研究の端緒は，当事者たちの現実的意図によって築かれたともいえよう。

ところで，家禄賞典禄処分法は明治維新から一世代を経た時期に制定されたが，大赦令に示されるように復権を通じての国民統合が図られ，一方で旧藩主への臣従意識も前世代より希薄化したと思われる。こうした状況を背景に，維新以来の施策に対する不満は様々な局面で噴出したが，族籍や家禄の回復願望は「家」をめぐる名誉の観念と密接に結びつきながら引き継がれた。それは，禄の観念が金禄公債化という処置を通じて恩典から財産へと転換したこととも関係して，不当に奪われた財産に対する損害賠償のかたちで展開する。これに対して大蔵省参事官の塚田達三郎は，家禄賞典禄処分法は「既定の権利を救済するの法律にあらずして新たに権利を創設した」ものと反論したという[43]。なお，政府に第123号布告を撤去させ，再び秩禄処分を政策のなかに蒸し返すことに成功した彼らの運動について，「近代社会の発展に役立つ何ら積極的なものを持たなかったことは否定できない」とするのは簡単だが[44]，やはり地域社会での個別具体的な状況を把握したうえで評価しなければならない。しかし，少なくとも秩禄処分が従来指摘されてきた以上に後世まで波紋をおよぼしたことは明らかである。このことは，秩禄処分の持つ歴史的意味の重大性を十分に示しているといえるだろう。

1） 尾藤正英『江戸時代とは何か』（岩波書店，1992年）192～193頁。
2） 鈴木正幸ほか編『比較国制史研究序説』（柏書房，1992年）192～197頁。
3） 拙稿「明治前期の復禄問題と廃禄者授産」（『日本歴史』520号，1991年）。
4） 千田稔『維新政権の秩禄処分―天皇制と廃藩置県』（開明書院，1979年）。
5） この問題については，拙稿「留守政府期の秩禄処分と井上馨」（伊藤隆編『日本近代史の再構築』，山川出版社，1993年）を参照されたい。
6） もっとも，井上毅や元老院議官たちは金禄公債証書の私有財産化に異論を唱え，士族保護策の一環として公債証書の売買禁止を主張した。
7） 国会図書館憲政資料室所蔵「品川弥二郎文書」1240。
8）『帝国議会貴族院議事速記録』第5巻（東大出版会）128頁。以下，『貴族院』と略記する。
9）『帝国議会衆議院議事速記録』第7巻（東大出版会）55頁。以下，『衆議院』と略記する。
10）『貴族院』第5巻，154頁，平松時厚発言。

11）理財局臨時秩禄課『秩禄処分参考書』上（大蔵省，1919年）69～72頁。
12）『衆議院』第7巻，51頁。
13）同上，117頁。
14）同上，15頁。
15）同上，410頁。
16）『衆議院』第8巻，146頁。この建議は第6議会ですでに小室や首藤陸三，山口千代作ら5名によって提出されていたが（『衆議院』第7巻，310頁），解散にともなってこの議会に再度出されたものである。
17）『衆議院』第11巻，683頁，第一読会。
18）同上，802頁。
19）『貴族院』第11巻，867頁。
20）国立公文書館所蔵『公文類聚』第21編，財政門雑載「家禄賞典禄処分法ヲ定ム」。
21）明治30年1月28日衆議院特別委員会筆記第1号。石山弥平編『家禄賞典禄処分法関係書類集』（1911年）所収のものによる。
22）『衆議院』第12巻，35頁。
23）同上，51頁。
24）同上，172頁。
25）同上，168頁。
26）『帝国議会貴族院委員会議録』（東大出版会，1986年）第5巻，314頁。
27）『尾崎三良日記』中巻（中央公論社，1992年）117頁。
28）『貴族院』第12巻，353頁。
29）『公文類聚』第21編，財政門雑載「家禄賞典禄処分法ヲ定ム」。
30）細谷徳衛編述『旧仙台藩士家禄問題之真相』（1915年）8頁。
31）「臨時秩禄処分調査委員会議事速記録」第1号。石山弥平編『家禄賞典禄処分法関係書類集』（1911年）所収のものによる。以下も同じ。
32）「臨時秩禄処分調査委員会議事速記録」第2号。
33）「臨時秩禄処分調査委員会議事速記録」第3号。
34）『公文類聚』第23編，財政門雑載「家禄賞典禄処分法施行法ヲ定ム」。
35）『帝国議会衆議院委員会議録』第13巻（東大出版会，1986年）308頁。
36）同上，309頁。
37）『衆議院』第15巻（東大出版会，1985年）572頁。
38）『帝国議会貴族院委員会議録』第8巻（東大出版会，1986年）366頁。
39）40）『衆議院』第15巻（東大出版会，1985年）756頁。
41）『小城町史』（小城町，1974年）414～415頁。この種の裁判の概要は，福島正夫監修・北条浩編集『行政裁判所家禄判決集』（御茶の水書房，1983年）に見ることができる。
42）『明治前期財政経済史料集成』第8巻（改造社，1933年），394頁。
43）前掲『旧仙台藩士家禄問題之真相』6頁。
44）山中寿夫「鳥取県士族の復禄運動について」（『鳥取大学教育学部研究報告―人文・社会科学』第19巻2号，1969年）。

※本論文は鈴渓学術財団助成金による研究成果の一部である。

表1　明治27年法律第20号による国事犯への特別給与金内訳表

府県名	旧藩名	給与人員	金　額（円）	府県名	旧藩名	給与人員	金　額（円）
佐　賀	佐　賀	267人	288,027.824	長　崎	深　堀	6人	3,599.854
	小　城	27	42,464.089		島　原	1	713.352
	蓮　池	12	8,471.459		福　江	1	604.824
	鹿　島	6	8,933.802	秋　田	秋　田	6	4,918.030
	唐　津	6	5,838.440	愛　知	名古屋	4	2,795.645
福　岡	秋　月	106	30,592.333	宮　城	仙　台	2	639.688
	久留米	46	33,876.507	栃　木	黒　羽	1	589.813
	豊　津	2	1,746.962	兵　庫	篠　山	1	801.924
	福　岡	1	625.680	山　形	米　沢	1	334.796
山　口	山　口	45	66,841.482	鳥　取	鳥　取	1	338.422
熊　本	熊　本	29	26,101.646	岡　山	岡　山	1	435.487
香　川	高　松	17	33,509.976		津　山	1	826.080
	丸　亀	1	348.810	島　根	津和野	1	357.413
高　知	高　知	7	33,854.786	京　都	旧官人	1	696.096
大　分	佐　伯	8	7,407.947	合　計	30	611人	553,690.798
	岡	3	2,658.452				

「秩禄処分参考書」（大蔵省理財局，大正８年）より作成。

表2　家禄賞典禄処分法による給与内訳表

府県名	旧藩名	件数	人　員	金 額（円）	備　　考
京　都	亀　岡	14	500	6,738.035	家禄奉還処分および米禄を金禄に改定の際に用いた貢納相場の相違。
	福知山	3	19	6,453.027	18名は藩制施行後も有禄者で1名は帰田央であったが，いずれも廃禄。
大　阪	岸和田	3	100	18,465.026	世襲卒に永世禄ではなく終身禄を適用。
三　重	桑　名	1	1	195.000	終身禄を有していたが，明治5年以後脱漏。
岐　阜	郡　上	7	456	38,086.094	明治5年第126号布告による藩債支消分賦高の免除を適用せず処分。
	郡　上	1	1	127.795	世襲卒に永世禄ではなく終身禄を適用。
	郡　上	1	1	284.281	終身禄を与えるべきところ廃禄。
	苗　木	1	191	91,689.812	明治5年第42号布告による帰田法廃止の際，帰田央のところ廃禄。
	笠松県	1	116	46,011.167	石河家に三代勤仕の者に永世禄を与えるべきところ処分から漏れる。
長　野	上　田	1	1	259.896	明治4年2月に朝裁を経ずに褫禄。のちに復禄されたが不足高があった。
	岩村田	1	1	324.870	明治4年2月に朝裁を経ず族禄を没収。のち復族の際に卒の禄高を支給。
福　島	棚　倉	3	212	30,134.104	明治5年第42号布告による帰田法廃止の際，帰田央のところ廃禄。
秋　田	秋　田	2	2	534.658	家禄に組み入れるべき小役銀を控除したまま処分。
福　井	鯖　江	7	54	16,189.302	明治4年7月の禄高調査の際，伺を経ず減禄。
石　川	金　沢	1	1	1.460	処分を受けた家禄高が禄制に照らして不足。
高　知	高　知	1	1	279.902	明治4年12月，故なく廃禄。
和歌山	和歌山	7	23	6,310.225	代替りの際に誤って減禄。
福　岡	久留米	1	1	168.750	明治5年2月以後，故なく終身禄を給与せず。
	豊　津	1	1	70.000	明治8年以後に廃給された一代年金を，旧藩の制度に照らし家禄と認定。
愛　媛	松　山	51	2,224	111,967.851	廃卒復旧の際に給与した禄高に不足があり，訂正。
合　　計		108	3,906	374,291.225	

『明治前期財政経済史料集成』第8巻（改造社，1933年）478～480頁による。

表3　秩禄処分による給与総額（昭和11年6月現在）

種　　別	人　員	金　額（円）
明治6年家禄奉還制によるもの	133,883人	33,892,679.783
明治9年金禄公債証書発行条例によるもの	313,264	174,370,416.326
小　　計	447,097	208,263,096.109
明治30年家禄賞典禄処分法によるもの	3,906	374,291.233
明治42年法律第21号によるもの	10,803	2,213,978.373
大正8年法律第34号第1条によるもの	682	731,378.046
大正8年法律第34号第2条によるもの	2	673.000
大正8年法律第34号第3条によるもの	7,241	2,007,868.972
小　　計	22,637	5,330,391.818
合　　計	469,734	213,793,488.129

「曽根文書」（国会図書館憲政資料室所蔵マイクロ）R2-652による。